

最低賃金について (生産性向上支援)

労働基準局賃金課

最低賃金制度の概要と決定方法

1. 最低賃金制度の概要

- 最低賃金制度とは、国が賃金の最低額を定め、使用者は、その額以上の賃金を支払わなければならないとする制度。
- 地域別最低賃金は、各都道府県ごとに決定。令和2年度全国加重平均は902円(最高額:1013円[東京都]、最低額:792円[7県])。

2. 地域別最低賃金の決定の流れ

(1) 6月下旬頃	厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に諮問。
(2) 6月下旬頃～7月下旬頃	中央最低賃金審議会にて調査審議(4回程度)⇒改定額の「目安」(※)を答申。 (※) 全都道府県を経済指標に基づきA・B・C・Dの4つのランクに分けた、各ランクの改定額の「目安」。
(3) 7月下旬頃～8月上旬頃	目安額を参考にしつつ、都道府県労働局の地方最低賃金審議会にて調査審議⇒順次、改定額を答申。
(4) 10月上旬頃	順次、改定後の地域別最低賃金の効力発生。

3. 地域別最低賃金の決定基準

- 地域別最低賃金は、地域における①労働者の生計費、②賃金、③企業の賃金支払能力を考慮して定める(最賃法第9条第2項)。
(※) 労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする(最賃法第9条第3項)。
- 中央最低賃金審議会では、各種の経済指標(※)等を元に議論。その際、上記の3要素やその時々々の事情(政府方針等)を考慮。
(※) 消費者物価指数、標準生計費、春闘結果、夏期賞与・一時金受結状況、最低賃金に関する実態調査結果、賃金・労働時間指数の推移、名目GDP、県民所得、日銀短観による業況判断、中小企業景況調査による業況判断、法人企業統計の労働生産性、完全失業者数・完全失業率、有効求人倍率、未満率・影響率等

【参考】地域別最低賃金額の推移(全国加重平均)

改定年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02
改定額(円)	663	664	665	668	673	687	703	713	730	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902
目安額(円)	示さず	0	示さず	3	3	14	15 (12)	7~9 (示さず)	15 (10)	6 (2)	7 (4)	14 (14)	16 (16)	18	24	25	26	27	示さず
対前年度引上げ額(円)	0	1	1	3	5	14	16	10	17	7	12	15	16	18	25	25	26	27	1
対前年度引上げ率	0.0%	0.2%	0.2%	0.5%	0.7%	2.1%	2.3%	1.4%	2.4%	1.0%	1.6%	2.0%	2.1%	2.3%	3.1%	3.0%	3.1%	3.1%	0.1%

10年間で86円の引上げ

8年間で153円の引上げ

(※) H20年度からH26年度の括弧内は、生活保護との乖離解消のための引上げ額を除いた金額。(H19年最低賃金法改正により、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮することとされた。)

【助成概要】

事業場内の最低賃金(事業場内で最も低い時間給)を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成する。



【対象事業場】

- 以下の2つの要件をすべて満たす事業場
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
 - ・事業場規模100人以下であること

【助成率】

- 令和3年度：3/4（4/5）
 ※生産性要件を満たした事業場の場合、4/5（9/10）
 ※（）内は事業場内最低賃金900円未満の事業場

助成対象となる措置の例

設備投資

- ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮

コンサルティング

- ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上

その他

- ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮

令和2年度：3/4（4/5）

- ※生産性要件を満たした事業場の場合、4/5（9/10）
 ※（）内は事業場内最低賃金850円未満の事業場

【助成上限額】

引き上げる労働者の数	引上げ額			
	20円コース（※）	30円コース	60円コース	90円コース
1人	20万円	30万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	150万円	270万円
7人以上	70万円	100万円	230万円	450万円

※令和2年度3次補正から新設